

田原市入札審査会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事、委託業務、物品の調達、物品売払い等（以下「建設工事等」という。）の入札事務の透明性、公平性を確保するため、田原市入札審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(審査対象)

第2条 審査会に付する対象は、次のとおりとする（田原市水道事業及び下水道事業並びに田原市土地開発公社から依頼を受けたものを含む。）。

- (1) 建設工事で設計金額が3,000万円以上のもの
- (2) その他の施行で設計金額が1,000万円以上のもの
- (3) 単価契約によるもので予定される数量に対応する予定総額(次項において「予定総額」という。)が前各号の金額であるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか特殊な建設工事等で特に必要と認めるもの
- (5) そのほか要領等で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第5号の規定による緊急の必要による随意契約
- (2) 単価契約で予定総額を算出することが困難なもの
- (3) 指定管理者との協定
- (4) 一般社団法人田原市医師会、愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院、社会福祉法人及び地縁団体（これらに準ずる団体を含む。）との契約
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の規定による公共法人との契約又は協定（例 地方公共団体、日本下水道事業団等）
- (6) 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約（例 シルバー人材センター、母子福祉団体等）
- (7) 審査会が終了した日から入札の日までの間に軽微な内容変更が生じたもの
- (8) 入札の不調又は中止による再度の入札で軽微な内容変更が生じたもの
(審査事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 入札の方法に関すること。
- (2) 業者選定に関すること。
- (3) 入札参加資格に関すること。
- (4) 入札参加資格の資格停止に関すること。
- (5) 業者選定等に係る苦情処理に関すること。
- (6) その他入札に関し必要な事項

(審査会への報告)

第4条 次に掲げるものは、審査会に報告する。

- (1) 第2条第2項第1号に定めるもの
- (2) 第2条第2項各号の規定により審査対象外としたもののうち、契約又は協定に第2条第1項第1号の内容を含むもの
- (3) その他必要と認めるもの
(組織)

第5条 審査会の委員は、副市長、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、福祉部長、都市建設部長、上下水道部長及び教育部長とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、総務部長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

5 会長、副会長ともに不在のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の運営)

第7条 審査会は、会長が招集し、毎月の第1、第3及び第5月曜日に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 除斥により審査に出席できなくなる委員がいるときは、会長が指名するものを委員とすることができる。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 審査会において必要があると認めたときは、関係部課長等の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第8条 委員は、審査対象に関わる団体の代表者、役員、社員及び構成員である場合又はプロポーザル方式における選定委員である場合は、対象の審査に参加することができない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(秘密の保持)

第10条 委員及び事務取扱者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 57 年 7 月 19 日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 61 年 5 月 19 日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成元年 5 月 15 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 年 4 月 9 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 3 年 6 月 3 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 5 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 6 年 8 月 8 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 8 年 4 月 22 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 12 年 4 月 10 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 15 年 8 月 20 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 17 年 10 月 18 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。